

# 特定非営利活動法人チーム学校給食&食育 助成金給付規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、定款第5条に規定する事業のうち、(1)の国内外の学校給食等への支援事業、及び(2)の食育を研究する団体への支援事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給付の対象)

第2条 助成金給付の対象は、当法人の目的に該当する研究、調査又は事業を行う団体若しくは個人とする。

### (給付額)

第3条 助成金給付額は、活動予算の範囲内とし、1対象10万円を限度とする。

## 第2章 助成の申し込み

### (申込方法)

第4条 助成を受けようとする者は、所定の申込書（当法人ホームページの募集案内に添付）に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

## 第3章 給付対象期間及び給付の決定

### (給付対象期間)

第5条 助成金給付の対象となる期間は、特別の事情がない限り、給付決定の日から1年とする。ただし、研究、調査助成については、必要に応じ2年又は3年とすることができる。

### (給付の決定)

第6条 助成金給付の決定は、各年度の事業計画に基づき、選定委員会が行う。

### (決定の通知)

第7条 助成金の給付を決定したときは、理事長が速やかに申込者に通知する。

## 第4章 報告

### (報告等の義務)

第8条 助成金の給付を受けた者は、その研究、調査若しくは事業の終了した日から起算して1か月を経過した日までに、助成金事業報告書及び参考資料等を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 助成金の給付を受けた者が、研究、調査若しくは事業の成果等公表するときは、特定非営利活動法人チーム学校給食&食育の支援又は助成による旨を明示しなければならない。

### (計画変更の扱い)

第9条 助成金の給付を受けた者が、その対象となった計画を変更しようとするときは、あらかじめその旨を当法人に申し出て、承認を得なければならない。

2 前項の計画変更のうち、計画の実施を継続することができない事情が発生した場合は、給付金の残額を返還しなければならない。

## 第5章 補則

### (助成金の決定の取消、中止及び返還)

第 10 条 助成金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、当法人は助成金の給付決定を取り消し、給付を中止し、又は既に給付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の給付を受けたとき
- (2) 第 8 条第 1 項に定める報告を行わないとき
- (3) 第 8 条第 1 項に定める報告に関し、不正又は虚偽の報告等を行ったとき
- (4) 助成金の給付の際に付した条件に違反したとき
- (5) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団であるとき又は暴力団員と関係があるとき
- (6) 全各号の他、当法人の目的に照らして著しくふさわしくないものと理事長が認めたとき

### (実施の特例)

第 11 条 給付額、申込方法について、理事会の議決により別段の定めをしたときは、第 3 条、第 4 条の規定にかかわらず、その定めによることができる。

### (補則)

第 12 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成 30 年 12 月 9 日より実施する。